

かいじ号



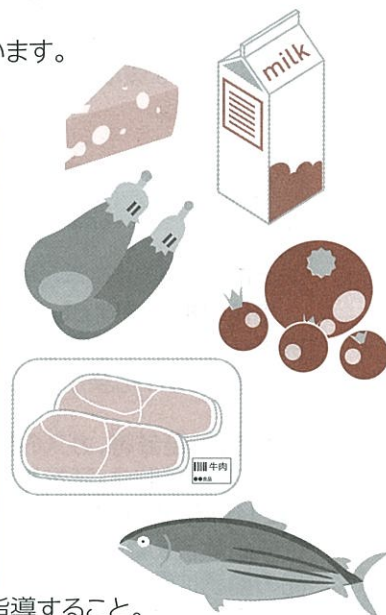
放射性物質と食品

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴い、食品に含まれる放射性物質については、原子力安全委員会が定めていた飲食物摂取制限に関する指標値を、厚生労働省において食品衛生法上の暫定的な規制値（暫定規制値）として定めています。

「暫定規制値」を上回る食品は、食品衛生法により販売等を行ってはならない旨規制されています。

▽食品衛生法の規定に基づく放射性物質の暫定規制値

放射性物質(核種)	対象	暫定規制値
放射性ヨウ素	飲料水	300Bq(ベクレル)/kg
	牛乳・乳製品(注)	
	野菜類(根菜、芋類を除く。)	2,000Bq(ベクレル)/kg
魚介類		
放射性セシウム	飲料水	200Bq(ベクレル)/kg
	牛乳・乳製品	500Bq(ベクレル)/kg
	野菜類	
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	



(注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

- ▶ 加工食品も暫定規制値の対象ですが、その原材料の段階で、問題が生じないよう野菜や原乳などのモニタリング調査が行われています。
- ▶ 「暫定規制値」を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係知事等に、出荷や摂取の制限を指示する仕組みになっています。
 - ※ **出荷制限**・・・出荷を控えるよう関係事業者などに要請するもの
 - ※ **摂取制限**・・・「出荷制限」に加え、農作物の所有者が自己判断で食べることも控えるよう、関係事業者や住民等に要請するもの

本県における食品中の放射性物質検査の状況

県では、国の原子力対策本部が定めた検査計画の考え方を踏まえて厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画について」に基づき、関係団体の協力を得て県産農産物等の放射性物質検査(放射性ヨウ素、放射性セシウム)を実施しています。

検査の基本的な考え方

- ◎ 各品目の生産状況を考慮し、JAを1つの産地単位として、産地の広がり大きい品目は複数産地からサンプルを採取する。(産地内市町村の代表的な農家のほ場)
- ◎ 米は、米を作付けた全ての市町村を対象とする。
- ◎ 麦は、県内全域を1つの産地とする。
- ◎ 牛肉は、肉用牛農家全戸を対象に各1頭、原乳については酪農家のある市町村、乳業工場の場所等を勘案して検査を実施する。
- ◎ 飼料用稲わらは、生産量と地理的条件を考慮し検査を行う。
- ◎ きのは、食用とされている主な野生きのこ及び露地栽培の原木しいたけについて、発生状況に合わせてサンプルを採取する。

平成22年度 消費生活相談の概要

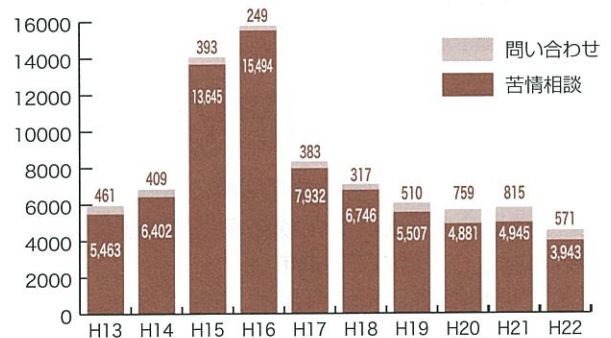
消費生活相談件数は4,514件

平成22年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は4,514件、前年度の5,760件に比べ1,246件(21.6%)と大幅に減少しました。相談の内訳では、問い合わせが571件、苦情は3,943件でした。苦情の件数は過去10年間で最も少ない件数となりました。

これは全体の相談件数の中で大きな割合を占める架空請求に関する相談件数が減少したことに加え、架空請求以外の相談件数も減少したためと思われます。

しかし、未公開株などの金融商品に関する詐欺的行為や、貴金属の強引な買取など、新たな問題に関する相談は増える傾向にありました。

受付相談件数の推移



相談の主な内容

▶ 上位1~5位は前年と同じ品目が入る

全体の相談傾向としては、前年に引き続き、携帯・パソコンなどの架空・不当請求が最多となり、借金等の相談がそれに続いています。

▶ 預貯金・証券等、ガスの相談増加

昨年は、預貯金・証券等に関する相談が、平成21年度の約1.7倍に増加しました。これは、主に高齢者をねらった未公開株などの金融商品の勧誘に関する内容でした。また、プロパンガスの勧誘に関する相談も増加しました。プロパンガスは自由価格なので、業者によって価格設定が異なります。業者間の競争激化により、しつこい勧誘が問題となりました。

▶ 放送・コンテンツ等は若者、融資サービスは各年代から

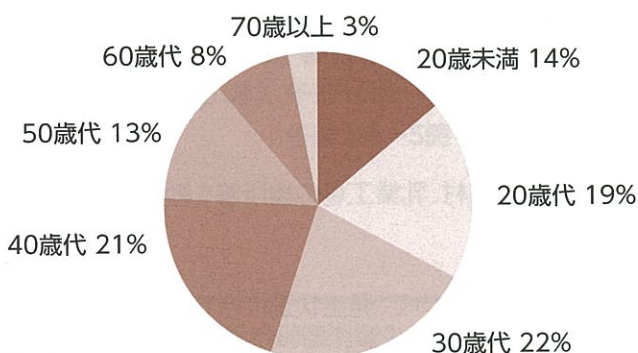
右の円グラフは、相談件数上位1、2位のそれぞれ年代別の内訳を示すグラフです(不明等除く)。「放送・コンテンツ等」では、10~40歳代の方からの相談が75%以上を占めており、比較的若い世代からの相談が多い傾向にありました。

一方「融資サービス」は、10歳代を除く各世代から同じような割合で相談が寄せられていました。

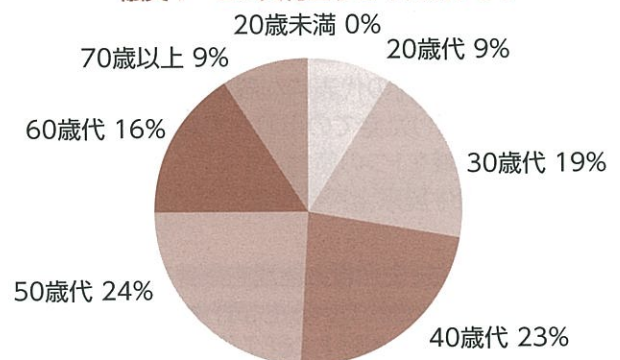
相談件数上位10品目

順位	品目	件数		内容
		平成22年度	平成21年度	
1	放送コンテンツ等	803 (17.8%)	995	携帯・パソコンなどのワンクリック詐欺など
2	融資サービス	512 (11.3%)	707	サラ金、ヤミ金、多重債務問題など
3	相談その他	248 (5.5%)	374	落とし物・捜し物、挨拶・返礼等日常に関する事
4	自動車	153 (3.4%)	171	新車・中古車の売買、整備、修理、下取り等
5	商品一般	149 (3.3%)	498	ハガキ・封書による架空請求など
6	預貯金・証券等	112 (2.5%)	67	預金、投資信託、社債、未公開株など
7	役務その他	92 (2.0%)	87	結婚相談所、興信所、廃品回収など
8	ガス	87 (1.9%)	55	プロパンガスの勧誘など
9	集合住宅	85 (1.9%)	99	賃貸住宅の敷金返還や原状回復、マンションの契約など
10	他の教養・娯楽	85 (1.9%)	108	宝くじ、パチンコ必勝法、競馬情報など

放送・コンテンツ等契約者年齢別グラフ



融資サービス契約当事者年代別グラフ



年代別トラブルの特徴

▶40歳代からの相談がトップ!

高齢者からの相談は、昨年に引き続き増加

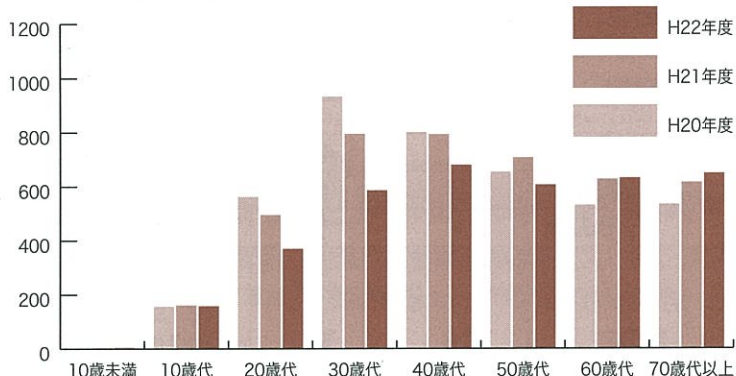
契約当事者の年齢は40歳代がトップで15.0%、続いて70歳代以上が14.4%となっています。

10歳代を除く50歳代までの各年代では前年度から相談件数が減少しましたが、これとは逆に、60歳代、70歳代以上の年代は前年度に引き続き相談件数が増加し、全体の約3割を占めました。

高齢者からの相談の特徴として、ご自身は被害に気づいておらず、ご家族やヘルパーさんなどが訪問した際に被害に気づいてセンターに相談してくるケースが挙げられます。

家族や地域全体で、消費者被害を未然に防止できるよう、日頃から注意しましょう。特に高齢者の方については、周囲の見守りが欠かせません。少しでもおかしいなど感じたら、県民生活センターにご相談下さい。

契約当事者の年代別相談件数推移(不明分等除く)



購入形態別・契約当事者年代別苦情相談件数(不明分等除く)

年代	購入携帯	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチ まがい取引	電話勧誘販売	ネガティブ オプション	その他無店舗販売
20歳未満		3	2	27	0	1	0	1
20歳代		74	15	165	3	15	0	3
30歳代		170	49	229	4	41	1	2
40歳代		229	60	274	9	60	6	3
50歳代		245	84	182	9	57	4	8
60歳代		240	65	119	8	86	4	4
70歳以上		139	60	70	4	68	6	8

※年代別に最多の部分に色づけしています。

▶10～40歳代までは通信販売トラブルが最多!

購入形態別でみると、40歳代までの苦情は、通信販売に関するものが最も多く、携帯電話やパソコンの出会い系サイトやアダルトサイト、情報サイトにアクセスした結果、突然登録完了になり料金を請求されたという相談が、依然として多数寄せられていました。契約確認画面で契約内容をきちんと確認出来ないサイトは、そもそも契約が成立していません。不当な請求には絶対に応じないようにしましょう。多くの場合、サイトの業者に連絡を取るように仕向けてきますが、個人情報を得ることが目的ですので、こちらから連絡を取るのはいけません。

またテレビショッピングや、インターネットを利用したネットショッピングは、その便利さ・手軽さから広く普及してきましたが、販売業者と直接対面することなく通信手段だけで申し込みを行うため、無防備な利用はトラブルになりやすいとも言えます。インターネットやカタログ等を利用した通信販売は、不意打ち性のない取引のため、クーリングオフ制度の適用はありません。しかし、最も生じやすいトラブルである返品についての表示は義務付けられていますので、申し込みの際は、商品の選別や金額、支払い方法のほかに、返品制度の有無についてよく確認するようにしましょう。返品に関する表示がないケースでは、8日間は返品可能ですが、送料は消費者負担となります。

高齢者からの相談では、訪問販売や電話勧誘販売による金融商品のトラブルが多く寄せられていました。これらの多くは、業者から未公開株や権利などの販売勧誘があったあと、別の業者からそれらの証券を高値で買い取るなどと接触があり、確実に儲かる気にさせられるため、多額の購入契約を結んでしまいがちです。しかし、それらの証券等が買い取られたことはありません。これらの業者は、一人暮らしの高齢者などをねらって言葉巧みに勧誘してきます。一人で判断するのではなく、必ず周囲の人に相談することが大切です。また、周りの人の見守りが被害を防ぐことに繋がります。

その他の相談状況

県民生活センターでは、消費生活相談のほか、県民生活相談も受け付けています。平成22年度は家族・相続・金銭貸借・損害賠償などの法律相談2,029件、内職相談1,106件、土地・建物相談622件、労働相談177件、交通事故相談143件、行政相談7件が寄せられました。

これまでに実施した県産農産物等及び検査結果(10月17日現在)

		品目数	検体数	品目
野菜		6	18	茶(生茶7, 荒茶2)、ナス(3)、キュウリ(2)、キャベツ(1)、トマト(1)、スイートコーン(2)
果樹		6	24	モモ(4)、スモモ(3)、リンゴ(1)、ブドウ(デラウェア2, 巨峰3, ピオーネ2)、醸造用ブドウ(甲州5, マスカット・ベリーA3)、カキ(1)
肉・乳		2	44	牛肉(38)、原乳(6)
その他	穀類	3	27	米(25)、小麦(1)、六条大麦(1)
	その他	1	5	飼料用稲わら(5)
きのこ		16	39	マツタケ(2)、タマゴタケ(4)、ウラベニホテイシメジ(3)、シウゲンジ(4)、ハナイグチ(2)、原木しいたけ(露地栽培)(7)、カノシタ(1)、シャカシメジ(1)、チチタケ(1)、ムレフウセンタケ(1)、ヤマドリタケモドキ(1)、ナラタケ(5)、ホウキタケ(2)、コウタケ(2)、キシメジ(2)、オオイチョウタケ(1)
計		34	157	()内は検体数

全ての品目で、放射性ヨウ素は不検出、放射性セシウムは不検出または暫定規制値を下回っています。
(下線の品目は、暫定規制値以下の放射性セシウムが検出された品目。原木しいたけは1検体のみ)

今後の検査予定品目 キウイフルーツ、牛肉

その他、放射線等に関する情報・検査結果は、県ホームページに掲載しています。

(県トップページ「緊急・災害情報」の「原子力発電所事故による本県への影響について」をクリック)

<http://www.pref.yamanashi.jp/kinkyu/Environmentalradioactivity.html>

平成23年度 やまなし食の安全・食育優良団体 被表彰団体の紹介

山梨県では、食の安全・食育の推進に関し、広く他の模範となる活動を実践している団体を表彰しています。平成23年9月15日(木)に山梨県地場産業センター(かいてらす)において開催した「やまなし食の安全・食育推進大会」において、次の団体が表彰されました。

★富士川町食生活改善推進員会グループ「かむかむ」

乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じて、手作りの教材を使った寸劇などにより、わかりやすく食育の重要性を説明する活動を町と連携して継続して取り組んでいます。



★山梨学院短期大学

食育を大学の教育目標に位置づけ、「食育かるた」の作成や特産品料理コンテストの開催など、年間を通して地産地消や食文化の伝承に関する活動を行うとともに、情報発信しています。また、学生による保育所等における「食育教室」を通じて、健全な食生活の実践に向けた活動に取り組んでいます。



第2次やまなし食育推進計画(平成23～27年度)を策定しました

詳しくは、県ホームページに掲載しています。(県トップページから、「第2次やまなし食育推進計画」で検索)

<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/dai2ji-suishinkeikaku.html>

「食の安全・安心を語る会」を開催します

平成23年 11月16日(水) 午前10時～12時 富士吉田合同庁舎大会議室(富士吉田市上吉田1-2-5)

午後3時～5時 北巨摩合同庁舎101会議室(韮崎市本町4-2-4)

- 意見交換 食の安全・安心に関する条例(仮称)の制定について
- 情報提供 食品添加物について

申込み・問い合わせ先 消費生活安全課 055-223-1588